

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

2020年 4月10日

福岡県知事 殿

提出者

住 所 福岡県田川市大字糶字西ヶ浦2082-3

氏 名 立山化成株式会社

取締役 三宅 弘志

電話番号 0947-44-7327

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

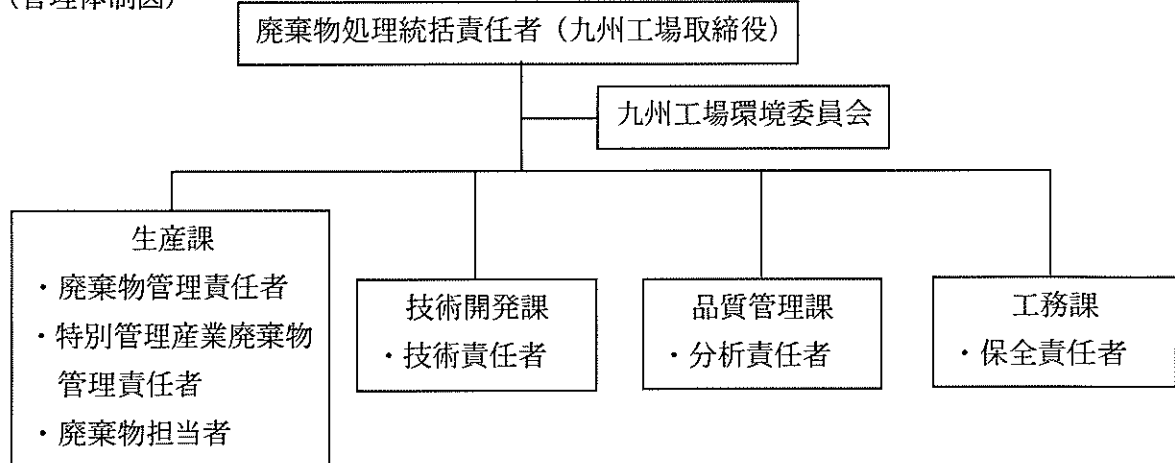
事業場の名称	立山化成株式会社 九州工場
事業場の所在地	福岡県田川市大字糶字西ヶ浦2082-3
計画期間	2020年4月1日～2021年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	化学工業
②事業の規模	資本金 8千万円
③従業員数	58人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	<p>特管引火性廃油：反応溶剤として使用し、後処理時に発生する。</p> <p>特管廃油：生産工程中の溶剤洗浄及びろ過時のろ液として発生する。</p> <p>特管廃アルカリ：反応で発生する酸性ガスの吸収にアルカリ水を使用し反応終了後に発生する</p> <p>特管汚泥：特管廃アルカリの貯槽に残っていた汚泥を清掃した際に発生する。</p> <p>上記特別管理産業廃棄物は全て外部委託処理を行う。</p>

(日本工業規格 A列4番)



特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度 (平成31年度) 実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	特管引火性廃油	特管廃油
	排出量	834.0 t	2130.5 t
	(これまでに実施した取組) 特管引火性廃油、特管廃油は医薬品及び医薬中間体の製造により発生するために、使用する溶剤の数量を変更することは困難であり、排出量の抑制は出来なかった。 しかしながら、廃棄物の一部を仕分けし10トンを有価物として販売した。(排出量に含めていない)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	特管引火性廃油	特管廃油
	排出量	840.0 t	2200.0 t
	(今後実施する予定の取組) 特管引火性廃油、特管廃油は医薬品及び医薬中間体の製造により発生するために、使用する溶剤の数量を変更することは困難であり、排出量の抑制は出来ないが廃棄物の一部を仕分けし有価物として販売する。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 特管引火性廃油、特管廃油は専用の廃棄物タンクに保管している。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 特管引火性廃油、特管廃油は専用の廃棄物タンクに保管しており、分別はすでに行われている。

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（平成31年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	特管廃アルカリ	特管汚泥
	排出量	629.9 t	0.0 t
	<p>(これまでに実施した取組)</p> <p>特管廃アルカリは医薬品及び医薬中間体の製造により発生する酸性ガスの吸収液であるから使用量を変更すると酸性ガスの吸収を阻害するために、排出量の抑制は出来なかった。</p> <p>特管汚泥は発生がなかった。</p>		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	特管廃アルカリ	特管汚泥
	排出量	630.0 t	10.0 t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>特管廃アルカリは医薬品及び医薬中間体の製造により発生する酸性ガスの吸収液であるから、使用量を変更すると酸性ガスの吸収を阻害するために、排出量の抑制は出来ない</p> <p>今年度は貯槽の清掃を予定しているために特管汚泥が発生する。</p>		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 特管廃アルカリは専用の廃棄物タンクに、特管汚泥は1000L樹脂コンテナに保管する
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 特管廃アルカリは専用の廃棄物タンクに保管しており、分別はすでに行われている。特管汚泥は発生した場合、現状と同じ樹脂コンテナに保管する

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（平成 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（平成 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

(第4-1面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（平成 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（平成31年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	特管引火性廃油	特管廃油
	全処理委託量	834.0 t	2130.5 t
	優良認定処理業者への処理委託量	834.0 t	2130.5 t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) 処理は優良認定業者へ委託している。 特管引火性廃油は産廃処理を行う際の燃料として使用し、残渣は有効利用しており、これ以後の最終処分はなかった。 特管廃油は残渣の発生がなく、それ以降の最終処分はなかった。 廃棄物の一部を仕分けし10トンを有価物として販売した。		

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（平成 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（平成31年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ	特管汚泥
	全処理委託量	629.9 t	0.0 t
	優良認定処理業者への処理委託量	629.9 t	0.0 t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) 処理は優良認定業者へ委託している。 廃アルカリの内、127.4 tは焼却後、残渣を有効使用し埋立て等の最終処分を行っておらず、502.5 tは焼却後、残渣を管理型の最終処分場にて処分した。		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	特管引火性廃油	特管廃油
	全処理委託量	840.0t	2200.0t
	優良認定処理業者への 処理委託量	840.0t	2200.0t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
<p>(今後実施する予定の取組) 処理は引き続き優良認定業者へ委託する。 廃棄物の一部を仕分けし有価物として販売する。</p>			
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度(平成31年度)実績】		
	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	2964.5t	
<p>(今後実施する予定の取組) 電子マニフェストは2020年1月より運用開始している。 特管理産業廃棄物とともに普通産業廃棄物も同時期に電子マニフェ スト化を行っている。</p>			
※事務処理欄			

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ	特管汚泥
	全処理委託量	630.0t	10.0t
	優良認定処理業者への処理委託量	630.0t	10.0t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
<p>(今後実施する予定の取組) 処理は引き続き優良認定業者へ委託する。</p>			
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度(平成31年度)実績】		
	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	629.9t	
<p>(今後実施する予定の取組) 電子マニフェストは2020年1月より運用開始している。 特管理産業廃棄物とともに普通産業廃棄物も同時期に電子マニフェスト化を行っている。</p>			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。